# 建設事業主等に対する助成金のご利用について
# ～人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）のご案内～

建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、その(経費・賃金)一部が助成されます。

詳細は、各労働局 助成金提出先へお問い合わせください
（提出先が大分の方：大分労働局　大分助成金センター（℡097－535－2100））

最新の申請様式、支給要件等、厚生労働省ホームページでご確認お願いします。

## 【支給対象となる方】（主な要件）

- 「建設の事業」としての雇用保険料率が適用されている事業主（R５・R６年度18．5／1000）
- 受講者が雇用保険の被保険者であること。
- 受講者が講習受講日に、所定労働時間に労働した際に支払われる通常の賃金の額以上を支払われていること。など。

## 【助成金利用の手続き】

助成金をご利用の方は、必ず、受講申込書の注意事項右上にある「建設事業主等に対する助成金支給申請のための証明を希望する」の欄に○印をご記入ください。

講習終了後、事業所あてに「支給申請内訳書、申込書（写）、時間割、領収証（振込の場合）」を郵送いたしますので、必要書類を添えて、労働局の助成金センターまたは最寄りのハローワークへ提出してください。

提出期限は、講習終了日の翌日から２ヶ月以内（締め切り厳守）となっていますので、ご注意ください。

| 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）対象講習 | |
|---|---|
| ・クレーン運転実技教習（実技コース）<br>・移動式クレーン運転実技教習（実技コース）<br>・車両系建設機械（整地･運搬･積み込み･掘削用）運転技能講習<br>・車両系建設機械（解体用）運転技能講習<br>・不整地運搬車運転技能講習<br>・高所作業車運転技能講習<br>・床上操作式クレーン運転技能講習<br>・小型移動式クレーン運転技能講習<br>・玉掛け技能講習<br>・ガス溶接技能講習<br>・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習<br>・有機溶剤作業主任者技能講習<br>・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習<br>・鉛作業主任者技能講習 | ・クレーン運転業務特別教育<br>・小型車両系建設機械(整地･運搬･積み込み･掘削用)運転業務特別教育<br>・ローラー運転業務特別教育<br>・巻上げ機運転特別教育<br>・高所作業車運転特別教育<br>・低圧電気取扱業務特別教育<br>・フルハーネス型墜落制止用器具特別教育<br>・研削といし(自由作業)特別教育<br>・酸素欠乏危険作業(第二種)特別教育<br>・特定粉じん作業特別教育 |
| | 事前に計画届の提出が必要な教育 |
| | ・研削といし(機械作業)特別教育<br>・アーク溶接業務特別教育 |

一般社団法人 大分県労働基準協会
〒879-5515　大分県由布市挾間町三船４１５番地１２
TEL（097）583－4686　FAX（097）583－4744